

高等教育の質・水準の保証のための実施基準

第1章： 大学院の研究プログラム

(抜粋)

2004年9月

高等教育質保証機構

指針と解説

教育機関の処置

大学院の履修プログラムを提供する教育機関は、国内および関連する国際的に期待される内容に基づいて適正にプログラムを実施できるように処置を講じこのようなプログラムの学術的水準を保障する。履修する学生がそのプログラムを修了することを可能にするため、また学生、監督者、試験官そしてリサーチ・ディグリー・プログラムに関与するその他のスタッフが本書のその他のセクションに示した、その責務を果たすことができるように支援とガイダンスを適切に提供することが望まれる。

1

教育機関は大学院の履修プログラムの適切な学術的水準を維持し質を向上させるため有効な処置を講じる。

この目的は、本節の中のその他の指針の要件を通して拡充される。

2

教育機関の大学院のリサーチ・ディグリー・プログラムを対象にした規定は、明解で学生とスタッフが簡単に入手できるものとする。また規定は必要に応じて、学部または学科のレベルで同じように入手できる教科固有のガイダンスで補足される。

教育機関の規定は次の事項を対象にすることがある。

- プログラムへの受入要件
- 従前の体験に基づく学習または認定を受けた学習（AP[E/C]L）の認定に対する請求を検討するための手続き
- 特定の大学院の学位に必要な学術および手続きに関する要件
- 学位授与の実務の監視と審査およびプログラム修了に必要な最短および最長期間を含む、進級の要件
- 学位取得の基準を含む評価方法、要件と手続き
- 盗用を含む研究の不正行為の教育機関の処理手続き
- 苦情および審査請求のプロセス

教育機関はこのような規定を定期的に見直し、必要に応じて展開および刷新することを考慮に入れてこれらを更新することが望まれる。

3

教育機関は、機関内に適用する一つまたは複数の行動規範を策定および実施し継続して見直しを行う。なおこの中にはこの文書が対象とする分野が含まれる。このような行動規範は、大学院

の履修プログラムに関与する全ての学生とスタッフが簡単に入手できるようにしなければならない。

履修プログラムを対象とした独自の行動規範を策定する場合、教育機関は学内および学外のガイダンスを活用すべきである。このような規範は機関の教育の質を保証するメカニズムの不可欠な部分と見なされ、質を保証し履修プログラムの学際的な水準を維持するうえで重要である。各学部または学科のレベルでのガイダンスは、例えばハンドブックの中ではさらに学生とスタッフに役に立つさらなる助言を提供できる。

教育機関は、独自の行動規範をできるだけ早く、必ずインダクションまでに学生の注意を向けるようにすることを望まれる。

4

教育機関は、適切な内外の指標および目標に照らし大学院の履修プログラムの合否を監視する。

機関は履修プログラムを実施する広範な学科の領域における合否の定義について必要に応じて国内および国際的な期待内容に基づいた独自の見解を持つものである。目標を設定し指標を監視する際に、教育機関は様々なタイプの学生の異なるニーズと学習パターンとその履修プログラムの多様性を考慮することが望まれる。

機関が大学院の研究・ディグリー・プログラムの合否を評価するための証拠を収集する際に検討することができる要因（通常は毎年実施する監視プロセスの一環として）には次の事項が含まれると思われる。

- 提出および修了時間と評価
- 合格、推薦、不合格の率
- 中途退学率
- 審査請求と苦情の数、その理由そしてどの程度認められたか。
- 試験官の所見の分析
- 募集者のプロフィール
- 履修生、雇用者、スポンサーその他の外の支援者からのフィードバック
- 卒業生の雇用先とキャリアパスに関する情報

機関、学部および学科の委員会およびグループが大学院の履修プログラムに関する統計その他の情報を検討し活動する機会を正式に設けるべきである。これらのプロセスに学生を関与させることが有益である。

研究環境

それぞれの研究環境で、学生と関連する履修プログラムのテーマと種類に適切で、下記の例を一つ以上含む様々な要因を質の高い教育を示すために用いることができる。国内および国際的な基準も、個々の学問分野に適切な教科特有の基準を提供する。

5

教育機関は、研究¹を行い、研究について学ぶことを支援し、質の高い研究が行われている環境に限定し履修生を受け入れる。

質の高い研究を示すために用いることができる要因の例には次の事項がある。

- 公演芸術、彫刻、美術およびデザインを含む刊行物、著作物、その他の媒体による制作物などのような研究成果・結果で実証できるもの。
- 博士課程を終了した研究者を含む、十分な数のスタッフと履修生（当該機関内、あるいは共同の取り組みの範囲内で）。
- 臨床研究の成果。
- 実際の問題（例えば、雇用者が資金を提供する対象となるもの）に対する知識移動と研究技術および解決策の応用。
- 特定の研究環境の下で学外資金の提供を勧誘する能力。

新しい研究グループは、通常質の高い研究がすでに成果を生んでいることが実証できる環境の中で出現する。

一つ以上の機関の中に、または横断して設定されることが可能な研究環境が、対象とする研究行為に適切であり、採用する学生のタイプおよび範囲、そしてプログラムの展開にあわせ変化する学生のニーズや要件を支援することができる。環境は、可能性を与えかつ教育的で、研究の生産性が高い場であると同時に学習の場として考案される必要がある。

研究を行い研究（後述 a を参照されたい）について学ぶことに適した環境の特徴は、研究の達成（8 ページの b を参照されたい）を促すその他の特色が基礎にある。他にも研究環境（9 ページの c を参照されたい）の質を保証する手助けとなる特徴がある。

a 研究を行い研究について学ぶことに適した環境には、次の事項が含まれると思われる。

- 同様に研究を実施し研究から学習に規定の履修プログラムを遂行する適当なレベルの人々とアイデアを交換し発展させる機会と促進。

¹ 本文書の冒頭の「研究」の定義を参照されたい。

- 助言と支援を提供できる学内の同僚に容易に接触できること。
- IT 機器、図書館と電子出版物の利用を含む十分な学習と研究ツール。
- 学生が、課題や問題をざっくばらんに話し合うことができる仲間のネットワークを構築する機会（この中にこの目的のために提供された社会的空間へアクセスすることが含まれると考えられる）。
- 履修プログラムの展開と適切な遂行を促進する監督（後述の「監督」に関するセクションを参照されたい）。
- 研究の倫理的探求と知的所有権の侵害を含む不正な研究行為を回避することのガイダンス。
- プログラムを適正に修了する学生の能力に寄与する研究関連の技術（必要に応じ研究資金提供や商取引の開発に対する理解を含む）（例：付属書類 3 A - C）そして個人の、また必要に応じ雇用関連の技能（例：付属書類 3 D - G）を開発することが望ましいことを強調すること。
- 関連のある場合、キャリア開発についての助言が入手できること。

さらにこのような学習環境は履修生が、不確実性が履修プログラムを実施する場合の特徴であることを認め、創造性と批評的な独立した考え方を必要とする判断をすることを可能にするものである。このような環境は、学生を知的に成熟させ、研究結果とあわせ研究に関する学生自身の学習を高度なレベルで熟考することを促す課題に取り組むことを可能にするものでなければならない。例えば、刊行物の発行、会議の主催または参加など、大学院生の取り組みに資金を供与あるいはその他の支援を行う教育機関は、このような環境が、学生が専門的な能力を要請することを助ける意味で貴重であると感じることがよくある。

b 研究達成を支援する環境には次の内容が含まれると思われる。

- 大学院のスタッフや大学院生のコミュニティによる同系分野における質の高い研究の遂行。
- 学生の履修プログラムが成功裏に修了することを促進するために必要な技術と知識を有する監督
- 学生がその履修プログラムを修了するために必要な設備・機器の利用。

教育機関は、適切な提出時期と修了期間について期待する明解な内容を定め、学生や監督者に明らかにし簡単に入手できるようにすることが望まれる。このような期待内容は、研究協議会が定める関連要件および当該学生の研究方法、すなわち全日制または定時制の影響を受けられると思われる。また学科および個々の学生のニーズに応じ異なると思われる。

- c さらに教育機関は次の事項を提供することが望まれる。
- リサーチ・ディグリーの研究の特殊な性格を認める福祉・支援施設への立入り。
- 効果的に学生の意見を汲み取る機会および不満を含む学生のフィードバックに取り組む機会。
- 別の組織と共同でプロジェクトに着手する際に両者の基準を確保するために十分な実施と監視のメカニズム²。

学生の選抜、入学およびインダクション

後述に指針6から10まで、およびこれに附随する解説は、明確な入学およびインダクションの手続きと要件の重要性、および公平で首尾一貫した入学の方針の重要性をすべての関係者に対して強調するものである。

6

入学手続きは明確で首尾一貫して適用するもので、機会の平等性を実証する。

教育機関は明確で正確な入学に関する情報を志望者や入学のプロセスに関与するスタッフが容易に入手できるようにする。教育機関はこのような情報をそのホームページと印刷媒体で入手できるようにするとよい。教育機関はプロセスに関連する法的要件と関連法規を遵守する必要性を認識し理解を深めるため入学を担当するスタッフに対する規定を設けるべきである。**平等な機会に関する要件について**、教育機関は、次の事項を満たすために監視する処置を講じることが望まれる。

- 法規と学内および学外で入手できるガイダンスに適宜注意を払うこと。
- 特別なニーズを有する学生のための有効な支援のための基盤が設けられていること。
- 追加または特別な基金の提供を申請する機会およびこのような基金の申請方法を学生に、認識させること。

7

適切な資格を有し準備を整えた学生だけを履修プログラムに受け入れる。

学生は十分なレベルの英語の能力を有していることが期待される。このことは当該機関が首尾一貫して適用するプロセスで確認すべきである。博士課程の研究においては、学生は次の学位を一つないし複数有していることが期待される。

- 当該学科の通常優等試験の等級2または同等の学位
- 当該学科の修士または同等の資格

2 「規範」の第2節： 共同プログラムの提供および柔軟な分散学習（Eラーニングを含む）も参照されたい。

- 従前の専門職業の実務または当該教育機関の基準または従前の体験に基づく学習または資格を受けた学習の認定（AP [E/C] L）に対する優れた実務のガイドラインを満たす学習を示す証拠

8

入学許可の決定には、選抜と入学の手続きに関して指導、助言およびガイダンスを受けた機関のスタッフの少なくとも2人を関与させる。意思決定のプロセスにおいて機関は、入学許可の方針に基づいたバランスの取れた独立した入学許可の決定がなされたことを確認することができる。

指示、助言およびガイダンスを機関が提供することで、入学許可の意思決定に関与する人々はその役割を効果的かつ効率的に遂行することができる。入学に携わるスタッフは、志望者とのインタビューを入学プロセスの一部としてどのように活用できるか検討する必要がある（海外および遠隔地の志望者の適合性を評価する処置を含む）。

機関のガイダンスは、選抜委員に当該機関の入学許可方針について熟知してもらうことに加え、通常、志望者の大学院の研究を遂行する適合性を評価するために用いる参考資料その他の情報を利用することを取り上げる。

専門職業の実践その他の適切な職業体験または研究を通じて得た従前の学習の認定に対する審査請求を検討することを含む学生の資格と心構えを評価する適当な基準を設定することが望まれる。

検討すべき重要な要因には、プログラムを修了する学生の意欲と潜在能力がある。

プログラムを修了する学生の能力は経済的援助の影響を受けることがある。この理由のため機関は、学生がプログラムの期間を通じ十分な資金提供を受けることができるように確認することが望まれる。またなるべく早い機会にプログラムに登録することの経済的なかわりを学生に知らせることも重要である。

機関が提供するガイダンスで、選考委員は、語学力の確認と志望者が学内その他の研修を利用して語学力を向上させる機会を提供することの重要性を含む外国人学生に関する問題を認識できるようにすべきである。スタッフと申込者は、適宜学外のガイダンス（例えば、

国際英語力試験（IELTS）が提供するものを参照しながら当該機関が設定した最低限必要な語学力を認識することが必要となる。

教育の質を保証する目的と選考委員の力になるため、機関は現場の各ユニットのスタッフと大学院の経営中枢の間の責任のバランスについて明確なガイダンスを提供しなければならない。

9

大学院の履修プログラムに取り組んでいる履修生の資格と責任を明確に定め伝達すること。

リサーチ・ディグリーに合格した志望者への機関による提示は通常、個々の申請者に固有の正式な書簡で表明される。これは、学生と機関の間の契約に相当する。書簡の条件は、機関に対して拘束力を持つもので、学生が受諾した時点で学生にも拘束力を持つ。書簡は通常、例えば機関のホームページへの言及といったその他の情報に言及し同封する。必要な場合には、印刷媒体で情報を捕捉する。

書簡とその同封物は次の事項に言及する。

- 賦課される追加料金（例えば『ベンチ』料金）を含む、予定される合計費用および個々の学生に関連する実用的な項目に関するその他の支出。
- 学生が在籍する予定研究期間
- 教育機関が履修生に設定する要件（例えば、出席、経過報告、監督者との接触）と在籍および登録のための実務
- 機関の規定、学生用ハンドブック、資金源その他のリサーチ・ディグリー・プログラムに関連する情報への言及。通常、これらはすべて当該機関のホームページで入手することができる。
- 学術的研究とリサーチ・ディグリーの申請に対して学生が引き受ける責任。
- わかっている場合には後援者の要件と条件。
- 原則当該学生のプログラム開講時に定めることになる、教育指導その他の任務を引き受けるあらゆる機会およびこれらに関連する条件（例えば、教育研修）の概略。ただしすでにその資金供与の取り決めの一部になっている場合は除く。
- 実用的な情報、例えば、宿泊設備や財政的または旅行に関する情報への言及。

おそらくインダクション・プロセスの一環として、その他の情報を別途提供することができる。例えば、ハンドブック（印刷媒体または電子媒体）には健康と安全手順の詳細、研究における盗用に関する規定や優れた実践そして研究倫理のガイダンスを含むことが可能と思われる。個人の行動と学業の成果に関して教育機関が期待している内容について学生が認識していることも重要である。

知的所有権（関連がある場合には学外の商工業の団体とその知的所有権の取り扱いに関する取り決めを含む）に関する教育機関の方針、慣行および要件を志望者および関係する第三者に対して明確にする必要がある。

教育機関は、プログラム開講時に学生に自分の責任を認識させるように努めなければならない。学生の責任には次の内容が通常含まれる。

- 自身の個人の能力および専門的能力の開発に責任を負うこと。
- 監督者と定期的に接触を維持すること（監督者との連帯責任）。
- 監督者と打ち合わせ（ミーティング）に十分備えること。
- 研究の計画および必要に応じ研究成果を提出することを含む、タイムテーブルと最終期限を設定し遵守すること。そして全体的に履修プログラムの満足できる進展を図ること。
- 自らの研究に影響を及ぼす可能性のある特定のニーズまたは状況を監督者に知らせること。
- 監督者と開発のニーズに合意した際に確認した開発の機会（研究関連その他）に出席すること（後述の指針 10 の説明を参照されたい）。
- 自らの資格、健康と安全、知的所有権と研究の倫理ガイドラインを含む、自分自身に影響する機関の規定や方針に精通していること（前述の指針 5 および後述の指針 10 の箇条書きも参照されたい）。

10

学生が自ら研究を遂行する学術および社会環境をよく理解して研究を始めることができるように教育機関は履修生に対して十分な情報を提供する。

教育機関は、そのタイミングと内容が履修生の特定のグループ（定時制の学生および新しく入学した海外からの学生を含む）の多様なニーズを反映できるようにインダクション・プログラムを最適なレベル（機関全体、学部、学科またはこれらの組み合わせ）で実施するように努めなければならない。

インダクション・プログラムの一環として提供する情報には次の内容を含むことが可能で有用である。

- 当該機関と関連学科の大学院課程のポートフォリオに関する全般的な情報
- 当該機関の登録、在籍、審査請求および苦情の手続き、評価の要件とリサーチ・ディグリーの規定
- 学生の監督者の氏名と連絡先の詳細および監督の実務が遂行されるかに関する詳細

- 著作と知的所有権に関する問題への配慮を含む当該機関の研究倫理と規範および関連する職業団体や学問分野のグループの研究倫理
- 当該機関が学生の独立性と責任について期待する内容
- カウンセリング・アドバイスセンターなどの学生の支援と福祉サービス
- 学習の基礎設備を含む学生が利用できる設備の詳細
- 関連する健康と安全およびその他の法律に関する情報
- 必要に応じ、通常の履修期間と学生が利用できる設備を伴い提案された履修プログラムの概略
- 履修過程で履修生がよく直面し困難な場合には指導が求められることもある問題への言及
- 特定の大学院生の代表を含む、学生の代表機関が自らを紹介する機会
- 大学院生に特定して定められたものを含む社会活動
- 研究機関において大学院生の利益を代表する機会
- 能力開発の機会と要件に関する詳細

教育機関が学生に対して入学案内パックを提供し、その中で、どこで必須情報が得られるかに関する詳細を示すことができれば有用である。

その他の情報には、評価、監視および審査の手続きを含む監督実務の詳細を含むと思われる。インダクション・プロセスの中で学生はその他の履修生やスタッフと会合すること、また学術的な能力や独自の考え方を発達させるために存在する機会の詳細について提示を受ける。

当該学生は、次の内容を含むプログラムの計画について合意を得るために自分の監督者にできるだけ早く会うべきである。

- 必要に応じ後援者の要件に配慮した研究の当初の目的
- 必要に応じ研究評議会の ”Joint Skills Statement” に照らし判定した、学生の進捗状況と全般的な教育上のニーズ
- 学生が監督者に進捗状況を伝達する手段と定期的な会合を手配する方法
- プログラムの履修および研修面に関する進展を監視すること（後述の監督に関するセクションも参照されたい）。

監督

体系的で明確な監督の実務を確立することが重要である。このような実務には次の事項が含まれる。定期的に適切な監督支援を得る機会を学生に提供する必要性。他の研究者と交流することを促すこと。一つないし複数の独立した関係筋（学内外）の助言。そして監督者がいなくなった場合に当該学生を保護する措置。

これら4つの原則は次の指針の中で詳細にふれるがこれらは教育機関が履修生に監督の実務を提供する際に必要となる最低限の基準の体系を示すものである。

11

教育機関は、効果的に履修生を支援し励まし監視する適切な技術と学科に関する知識を有する監督者を任命する。

すべての監督者は自らの役割に適切な専門知識を必要とする。学生を監督するために備えるべき様々な種類の知識の開発に取り組むことが望まれ、教育機関はそのような取り組みを要請する。

新しい監督者はその役割を担う能力を保証するため、その機関を通して準備された特定の能力開発活動に参加することになる。

教育機関は、既存の監督者が、監督者として自らの仕事を支えるための広範な活動に参加することを通して継続的にその専門的能力を養成することを期待する。優れた実践を定め共有することを可能に当該機関の処置に基づいて監督者はその知識や技術を刷新することを率先して行き様々に異なるタイプの学生に対する効果的支援について助言を提供すべきである。指導体制の関係は、そのような支援を監督者に対して提供できるかを示す1つの例である。

首尾一貫した監督業務を保証するために、教育機関は、実業界または専門的職業の実務に従事する監督者が、当該機関が提供するいずれかの開発活動に必要な応じて参加するように促すことが望まれる。

12

個々の履修生には、最低1人の主たる監督者を配置する。通常この監督者は監督チームの一員となる。学生には常に明確に確認できる接点(窓口)がなければならない。

監督の実務は、当該機関の中に存在する履修生の支援の体系および、必要に応じて、関連する研究評議会が提供するガイダンスに依拠するものである。

監督チームの関与を求めることで、貴重なスタッフの開発と有能な学業の監督者になるために必要な能力の基礎を形成することができる。監督チームは学生に次の事項を含むことのある多面的なサポートネットワークを利用させることができる。すなわち同じ学科の他の研究スタッフと学生、大学院生を対象にする学科のアドバイザー、学部の大学院生の個

人指導教授、または同様の役割を担う個人である。

監督チームと学生の間では、主たる監督者と、必要に応じ監督チームのその他のメンバーが、順調な学業を促進するために履修生が十分な支援とガイダンスを受けることができるように努める。

監督チームの少なくとも1人のメンバーは対象となる学問の研究に広く関わることになる。これは学生の進歩に対する指導と監視がその学科の最新の知識と研究展開に基づいていることを確認するためである。

監督チームが全体として広範な経験と知識を有していることは、学生が自分のプログラムを首尾よく修了するまで常に、履修生を支援できる経験の豊かな監督者に接することができることを意味している。

いかなる場合においても学生に特定の一つの接点（通常は主たる監督者である）を持たせるべきである。主たる監督者に連絡がとれない場合に誰が窓口になるか学生に明確にすべきである。通常、助言と支援を提供することが可能な学内のスタッフの中から追加して指名する。誤解を避けるために、主たる監督者その他のいずれかの監督者の氏名、連絡先の詳細と責務を、登録時に学生に提供するとともに、そのプログラムを通じてわかるようにすべきである。

主たる監督者が学生の監督を継続して行うことができない場合には、その役割を引き受ける適当な監督が任命される。

教育機関は、主たる監督者が交代する場合に代わりを務める正規の監督者が任命されるまでどれくらい不在になるかについて検討しておくことが望まれる。この期間を決定する際に教育機関には、当該学生にたいして広範で継続性のある監督を提供することの重要性が大きな影響を与える。ある状況下では、代わりの主たる監督者を見つける間、別の監督者が主たる監督者の役割を引き受けることが適切となる。

学生と監督者の関係がうまくいかなくなっている場合には、代わりの独立した助言の関係筋を学生が利用できることが重要である。学生と機関の相互の合意によって、また後援の取り決め条件の中で認められる場合には、学生または監督者の要望により、監督者の責務を変更することができる。

学生には、その地理的条件に関係なく、プログラムを通してその監督者に接触し監督者か

ら助言とガイダンスを受け取る十分な機会が与えられる。監督者と適度に接触できることが優先事項であり教育機関は学生と監督者がその重要性を認識していることを確認すべきである。

13

教育機関は、履修するすべての学生の監督者の責任を書面によるガイダンスを通して監督者と学生に明確に伝えるようにしなければならない。

監督者と学生の両者が学生の支援に向けた監督者の貢献と監督者の責任の限界を理解することができるように、両者がお互いの責任の範囲を十分に認識すること重要である。

機関および研究評議会のガイダンスに従い、監督者の責任には次の事項を含むことがある。

- 満足できるガイダンスと助言を提供すること。
- 学生の履修プログラムの進捗状況を監視する役割を果たすこと。
- 学生と定期的な接触を確保し維持すること（必要に応じ機関の期待に基づいて）また学生が助言を必要としている時に学生の居所と研究方法に照らし最適の手段で学生に接触できるようにすること。
- 学生の能力開発のニーズの評価に情報を提供すること。
- プログラムに限定した学生の全体的な進歩を含む学生の研究に対する時宜に応じた建設的で効果的フィードバックを提供すること。
- 誠実なふるまいを常とし訓練し倫理原則に則り研究を遂行する必要性と研究の不正行為の結果について学生に知らしめること。
- 職業・進路指導、健康と安全に関する法規および機会均等の方針を含む当該機関の段階で与えられる助言の提供源を学生に知らしめること。
- 効果的な（聖職者の）精神的な支援を提供すること。また学生を、学生のアドバイザー（または同様の者）、大学院のスタッフその他当該学生の研究コミュニティの関係者を含むその他の同様の支援の関係筋に紹介すること。
- 学生が同じ研究分野で研究を続ける別の学生と交流する手助けをすること。例えば、学生が関連した会議に参加することを促したり、そのようなイベントのための資金提供を求める際に尽力すること。さらに必要に応じ、学会に発表する論文や学術論文専門誌に投稿する記事の提出に力を貸すこと。
- 関連する、継続して専門的能力を開発する機会を基礎にして、適切な技術を含むすべての役割を適切に実行するために必要な監督に関する専門知識を維持すること。

監督者は、外国人学生を含む個々の学生の多様なニーズおよび様々な状況に関連し必要となる支援について細心の注意を払う。（前述したとおり）学生が利用できる支援の範囲とその方法を認識することは監督プロセスの重要な一部である。

教育機関は、学生と監督者が前述した責任に関する関連文書を電子的媒体または書面あるいは両方で入手できるようにする。

教育機関は、その行動規範（指針3を参照されたい）の中に、学生と監督者の間で望ましい最小限の接触の頻度に関するガイダンスを含めることが有用と思われる。このような基準には研究の延長および中止に対処する手続きの詳細を含むことも可能で、これは学生と監督者に有用と思われる。

14

教育機関は、個々の監督者に過剰な責任の大きさと範囲を割り当てた結果として監督の質が危険にさらされることがないようにする。

監督者を任命する際に、教育機関は、教育指導、研究、管理、そして例えば学外試験業務といった職務そしてコンサルティング業務または臨床業務などその他の専門的職業上の義務など、を含む個々の監督者の全体的な業務の負担を認識し、これに基づく必要がある。教育機関は、監督者の研究環境に与える貴重な貢献に対する支持を示すように様々に努めるように奨励される。

監督者は、各々の履修生と十分に接触し前述した指針13に記載した責務を果たす時間を必要とする。監督者と学生は、お互いの中で、必要な交流の水準と質と量両面で監督の役割に資する十分な時間を構成する内容について合意しなければならない。

学生が助言またはガイダンスを必要とする場合、監督者は妥当な時間内にこれに応えることができなければならない。

進歩と審査の実務

学生が順調に進歩できるように提供する支援の一部として、定期的かつ体系的な交流を行うことが学生と監督者の間で必要である。教育機関は、学生と監督者が、それぞれの責任に関する知識を含む進歩の要件と審査のプロセスをできるだけ容易に認識できるようにすべきである。

後述の指針15、16と17は、学生と監督者および毎年開催の審査会議のメンバーといったその他の個人の間で行われる会議を含む、あらゆるタイプの学生の進展を審査する方法を対象としている。この中には2種類のはっきり異なる審査にタイプがある。すなわち、学生の進歩と将来的な計画の正式な審査を扱う会議と学生と監督者のチームのメンバーが一

般的な問題を議論するために会合する非公式の会議である。これら両者について後述する。

15

教育機関は、明確に定めた学生の進歩状況を監視し支援するための仕組みを設け学生や関連するスタッフに知らしめる。

監視プロセスの主な目的は、学生が適当な期間内に首尾よく履修プログラムを修了できるように、学生に全般的な支援を提供することである。監視の実務の目的と頻度は学生と監督者の両者が両者にとって適切な計画を立て、関連する書類を作成し必要に応じ他の個人に意見を聞くことができるように初めから明確にする必要がある。学生の進歩状況が満足できるものでない場合には監視プロセスに学生が向上するための支援を利用できるようにすることを盛り込むべきである。

学生と監督者の両者が、学生には十分な支援が提供されており進歩状況を正式に監視する十分な機会があることに満足している場合には、両者の取り決めは多少の柔軟性を認めることが可能である。正式な交流の機会を提供することと同様に教育機関は学生と監督者が非公式にかつ学生の一般的なガイダンスの必要性に取り組むに十分な頻度で会合を持つことが期待されることを明確にすべきである。

定期的かつ頻繁に接触する機会と、監督者と同様に学生側がイニシアティブを取る必要がある場合を確保することに学生と監督者は共同で責任を負う。学生と監督者が接し取り組む内容と頻度はプログラムの期間、研究の実施方法そして学生が必要とする支援の大きさにより異なる。

これらの変動要素を念頭に入れたうえで、次の事項についてプログラムの開講から学生と監督者は合意し両者にとって明確なものにすべきである。

- 学生と監督者または監督者のチームの間で開催することを予定する会合の最低必要な頻度とこのような会合の目的。
- 学術および個人の進歩に関する議論を含む学生と監督者の交流の性格と形式に関するガイダンス。

教育機関は、万が一学生と監督者の関係が破綻した場合に独立した助言を求める機会を設定すること、そして学生にこのような機会の存在を知らしめることが望まれる（前述の指針 12 の監督に関するセクションも参照されたい）。

16

教育機関は、明確な審査段階を含む学生の進歩状況を正式に審査するための、明確に定めた仕組みを設定し学生や関連するスタッフに知らしめるようにする。

教育機関は、監督者と学生から独立した立場の個人を関与させた、学生の進歩を審査するプロセスを確立することが望まれる。このようなプロセスは、学生と監督者の間の会合ほど定期的には実施することはなく、例えば、審議会またはリサーチ・ディグリー委員会のような当該教育機関が指定した機関が行う年次審査を必要とすることもある。重要な進歩状況の審査は例えば、研修の見習いの期間を終了した時または修士から博士課程へ移行する場合など履修する学生のプログラムにおける特定の時点で通常行われる。当該学生も審査に立ち会うべきである。

前述した、プログラムを通して予定される審査の段階の目標とする日時は、学生と監督者の両者が合意し両者にとって明確なものでなければならない。

教育機関は、プログラムの始めから次の事項が学生と監督者に明確であるように努めることが望まれる。

- 審査会議の結果の持つ意味
- 学生の登録の延長、停止または終了に関する決定に用いる基準
- 学生の審査請求のメカニズムが用いられる状況

教育機関の規定は、学生が履修プログラムを修了することが可能な最短および最長の期間を明確にする。これらを念頭に置いて、学生の能力を評価する十分な証拠がある場合に学生の登録を博士課程の資格へ移すことについての決定を行うべきである。学生は通常、最低の要件として書面を提出し、学生の主たる監督者を含む審議会や監督者のチームから独立したメンバーが検討する。ほとんどの場合、委員が質疑を行う中で学生が口頭でプレゼンテーションを行うようである。

17 教育機関は、学生、監督者および進捗状況の監視や審査のプロセスに関与するその他の関係者に会議その他の活動の結果を適切に記録することの重要性についてガイダンスを提供する。

この分野のガイダンスは、異なる種類の会議と審査についてつける必要がある記録についての助言という形を取ることがある。例えば、学生と監督者の定期的に行われる非公式の会合の後に記録される情報は、博士号への移籍の申請を検討する会議あるいは年次審議会の正式な記録とは異なる形でそれほど詳細でないものと思われる。一部の教育機関では、学生が監督者との定期的な日常の会合の記録を取ることが優れた実践とみなされている。

監督者は学生と同様に監督者の会議の記録の写しを保持すべきである。

記録をつけることに関する機関のガイダンスを学生、監督者そして進捗状況や審査のプロセスに関与するその他の関係者がいつでも簡単に入手できるようにすべきである。おそらく自己啓発計画（PDP）の一部として機関のポータルサイトを通して利用することができる電子ログの導入によって容易になると思われる。

研究その他の技術の開発

リサーチ・ディグリー・プログラムの期間に、研究およびその他の技術を習得することの重要性が、学生、学内のスタッフ、後援団体、雇用者そして卒業生によって認識されている。これらの技術は学生が首尾よく履修プログラムを修了する能力を向上させるものである。このような技術の開発と応用は、学究的な役割またはその他の職業の種類に関係なく卒業した履修生の、キャリアを通して学習を持続する能力を養う意味でも重要であると認められている。履修生は、履修プログラムの期間中およびその後自分が学習した内容を所有し、それに対する責任をとることが可能になる意味で転換可能な技術の価値を認識するように奨励される。

18 教育機関は、履修生に対して個人の能力および専門的能力を開発する適切な機会を提供するものである。

履修生は、有能な研究者になるため、さらにその雇用適性を強化しその課程修了後その出世に資するために必要な、研究、特定の学科、コミュニケーションその他の技能を開発するための支援を必要としている。これらの技能は始めから備わっていることもあるし（例えば、一部の成熟した学生の場合）履修プログラムの間に明確に教育されるか、あるいは開発されることもある。

履修生に個人の能力および研究能力を開発する機会を提供する際に、教育機関は、その多様性から生じる個々の大学院生の異なるニーズに特別な注意を払うことが望まれる。広範なメカニズムの学習を支援するために活用し、それらがこれらの個々のニーズに取り組むために十分に柔軟であることが期待される。例えば、研究に着手するためすでに雇用された履修生の開発ニーズは、他の学生のニーズと異なることがある。正式な研修においては質、妥当性と適時性を重視すべきである。

教育機関は、能力開発の機会をリサーチ・ディグリー・プログラムに盛り込むことを検討することが望まれる。学科および学生のニーズに応じ、履修生の個人の能力および専門的能力を開発する機会は、リサーチ・ディグリーの期間全体に拡大するかプログラムの初期

の段階で提供されるが、その狙いは研究能力および一般的能力の両方を開発する研修の効果最大化することにある。

研究および能力開発のどの要素を義務的なものにすべきか決める際に、教育機関は研究評議会その他の関係筋から助言を検討することが望まれる。全ての学生がそのような開発に着手することが必ずしも適切であるというわけではない。例えば、学科の中の自分の関心事を目的として研究をしていることもある成熟した学生は、就職のための技能は必要としないこともある。

学生のニーズを満たすことができるように、履修プログラムの質を保証するメカニズムの一環として、学生に対して提供する研究能力と一般的な能力の研修を教育機関が定期的に審査することが有用と思われる。

技能開発の機会、学生の履修プログラムを提供する機関、またはその他の機関のいずれかによって、おそらく地域その他の協力を得て提供することが可能である。

19

学生のインダクション期間の初期に各々の学生の啓発ニーズを確認し学生と適当な学内のスタッフの間で共に合意することが必要である。このようなニーズは履修プログラムの間に定期的に審査を行い必要に応じ修正を行う。

研究評議会と AHRB は、研究養成について基準を設定しベストプラクティスを識別するうえで重要な役割を果たすものである。両者の共同声明である「履修生の技能研修の要件」（付属文書 3 に添付）の中で、資金を助成した博士課程の履修生がそのプログラム終了後に有していることが期待される技能について定めている。

教育機関は、学生のために個人の能力および専門的能力を開発する機会を確立するために自らの体系的な研修と教育の経験を活用することが望まれる。履修生がこれらの機会を活用することを求められる範囲は通常、学科および個々人のニーズを考慮に入れたうえで監督プロセスを通じて協議される。

大学院生が教育指導を行う機会（例えば、研究所の実地教授者として、あるいは小さなグループを教えること）を与えられた場合には適切なガイダンスと支援を提供する。また学生の教育活動が学生の評価にまで及ぶ場合には、このことを反映した研修が行われる。大学院生をより大きな教育チームの一部として参加させることが役に立つ。経験豊かな教授が提供する支援と指導から利益を享受することができるからである。

教育機関は履修生が個人の能力の発達を記録する機会を提供する。その記録の中で研究その他の技能の開発へ言及する。

教育機関が策定した個人の能力開発を記録するための体系に基づいて学生がその学習を振り返ることは優れた実践と認められるものである。国の定めたガイドライン（現在の *Guidelines for Higher Education Progress Files*（高等教育発達記録ファイル）は、学生の PDP を高等教育システム全体で実施すべきであると提案している。履修生は、研究その他の技能への言及を含む各学生の個人の能力の発達と開発を記録するためにその機関が提供する PDP のツールを使用することが役に立つと思われる。技能の開発を計画することと、必要なガイダンスや支援が提供されたことを確認することが、個人の能力開発を計画するプロセスの一部となるべきである。

履修プログラムに登録している学生で自らの能力の発達と開発の記録をつけることをよく知らない学生は、さらなるガイダンスと支援を必要としていると思われる。

教育機関は、学生の進歩の学内の評価に並行して、またはその一環として転換可能な技能の獲得を認知する何らかの形式を導入することも望まれる。

フィードバックのメカニズム

学生、スタッフ、試験官および履修プログラムに関与するその他の関係者からのフィードバックを集約し対処することが教育機関および学科のレベルで質を確保するプロセスに欠かせないものとなる。指針 21 とこれに附随する文書は、教育機関がこのような活動に取り組むことが望まれる方法について概略を述べるものである。

教育機関は、大学院における履修プログラムに関与するすべての関係者からフィードバックを集約し審査し必要に応じて対処するメカニズムを設定する。フィードバックを隠さずに建設的に検討し結果を適切に伝える手段を講じる。

教育機関は、すべての関係者の意見をできるだけ多く代表することができる建設的フィードバックの手順を確立し運用することが望まれる。これらの手順には、次の者に対するフィードバックのメカニズムが含まれる。

- 現在の学生と最近リサーチ・ディグリーを修了した卒業生
- 監督者、審査会議および学内の試験官

- 研究の管理者
- 学外の試験官、後援者、協力団体、雇用者として可能な場合に、卒業生を含む学外の関係者。(前述の指針4に付随する箇条書きで提案して評価要因の一覧も参照されたい)

個々のフィードバックと、例えば学生フォーラムから寄せられた集合的なフィードバックを受け取るために個別の処置を講じるべきである。学生が希望する場合には、個々のフィードバックのメカニズムの中で学生が秘密の意見を提供することを可能にすべきである。

学術的水準を定期的に審査する活動の一環として、教育機関はその質を保証するプロセスの中で適切な方法でフィードバックを活用すべきである。フィードバックと審査は通常、毎年少なくとも一回の周期で実施すべきである。

フィードバックに応じて取られた措置に関する情報は容易かつ迅速に関係者が利用できるようにすべきである。

評価

リサーチ・ディグリーの資格を評価するプロセスは、講義に基づく学位に対するものとは全く異なるもので、普通は何らかの口頭試験を含むものである。次の3つの指針と説明は、履修生と資格を評価するうえで最も重要な要素に取り組むものである。

22 教育機関は、異なる履修プログラムの学術水準と卒業生の成績を定めることを可能にする、リサーチ・ディグリーを評価するための基準を活用する。リサーチ・ディグリーを評価するために用いる基準は明確で学生、スタッフそして学外試験官が簡単に入手できるものでなければならない。

異なるタイプの履修プログラムを評価する基準を設定する際には、教育機関は *Frameworks for Higher Education Qualifications* (高等教育の資格体系) (または同種のもの) の博士号および修士号のための資格の記述語に言及することが望まれる。また、異なる種類の履修プログラムのためにタイトルの使用に関するガイダンスを含むこれらの文書の中の資格の名称に言及することも有用である。芸能または視覚芸術といった異なる学科や専門職業に関する博士号と公開した研究による博士号を含む、異なる種類の履修プログラムに用いる評価基準を検討することも必要である。

大学院のリサーチ・ディグリーの評価基準を適用することは、教育機関が、学内外でそのようなプログラムと学位の学術的な統一性を保護することに役に立つ。履修生に評価基準を提供することは、教育機関が何を期待しているか理解させることになる。基準は、学生が目指す資格のレベルの能力や成果の範囲を広く示すものでなければならない。例えば、

語数の制限や「独創性」その他の類似用語の意味などに関する実際的な助言も学生には役に立つものである。

学生の評価の対象となった資格（例えば、PhD（博士号）志望者に修士号を与える場合）と異なるレベルの学位を授与する場合、教育機関は、試験官が学生の好ましい成果に代替の学位を授与することを可能にする評価基準を用いることが望まれる。

23

リサーチ・ディグリーの評価手続きは明確なものでなければならない。手続きは厳格かつ公正そして首尾一貫して運用されなければならない。また学外試験官からの情報を盛り込み理にかなった時間的枠組の中で実施しなければならない。

教育機関の間で、各種リサーチ・ディグリーについて若干のばらつきがあるものの、英国の制度におけるリサーチ・ディグリーの評価手続きに最も多く見られる特徴は次の通りである。

- 学生は、適切な量の研究（成果）と口頭試験）に基づいて検査を受ける。
- 少なくとも 2 人の適切な資格のある試験官をこの目的のために任命し、その中の少なくとも 1 人は教育機関の学外の者とする。2 人を超える試験官を任命する場合は、通常、教育機関の学外の者が多数を占める。
- 学生の監督者の中からは試験官を任命すべきではない。
- 学生の研究に直接大きく関与した学内外の研究者あるいは自身の研究が研究プロジェクトの焦点となっている学内外の研究者を試験官に任命することは例外的な処置とする。
- 試験官は、口頭試験の前に個別に独立した報告書を提出し、その試験後、共同の報告書を提出する。

この指針を満たすうえで教育機関は次の事項をよく検討されたい。

a 任命する試験官の人数を含む、試験官を任命する際に用いる基準。一部の教育機関は、履修生がスタッフのメンバーでもある場合、あるいは論文が非常に学術的である場合に学外試験官を追加して任命する。他の問題には、試験官が関連する資格や経験そして職務を明確に理解していることをどのように確認するか、未熟な試験官を任命する場合、いかなる状況でどのような支援を与えるか、さらに試験官にはどのようなガイダンスを与えられるか、などがある。

b 口頭試験に先立つ準備期間。教育機関は、口頭試験で調べる領域を識別するために必要な情報と条件を試験官が有していることを確認する方法について検討することが望まれる。現在、試験官に別個の報告書を作成することを求めている教育機関は、このような慣行

を変えるべきかどうか検討すべきかもしれない。報告書を誰にいつ提出すべきかなど、このような報告書を取り扱うための手続きを検討することが必要である。

c 口頭試験を実施する方法。教育機関は、口頭試験が公正性と一貫性について合意した基準を満たすことをプロセスが可能にするものであることを確認することが望まれる。一部の教育機関は、現在独立した、試験を行わない座長を任命している。これは特に、口頭試験に一貫性を確保すること、そして口答試験の実施が学生の審査請求の対象になった場合に追加の視点を提供する意味で、これは優れた実践であると考えられている。独立した議長を任命することが無理な場合、教育機関は、口述試験が適切な方法で行われるとことを学生が理解し学生が認める、公正性と一貫性を確保する代わりにの方法を見つけるべきである。教育機関は学生の監督者が、学生の合意のうえで立ち会うべきかどうか、もし立ち会うべきであれば何に基づくべきか、またその他の者（例えば現在の履修生）も立ち会うべきかどうか、さらに口頭試験がどのように行われたか説明を求めることが有用であるか否か検討するとよい。

d 試験官が結果について合意に至らなかった場合の取り扱い方。

e いつどのような方法で結果を学生に伝えるか。このことには次の事項が含まれる。付託事項を含む試験官に公開する評価結果の範囲を検討すること、あるいは学生の検査の対象となったものとは異なる資格を与えること、学生に論文を修正し再提出するように求める場合に与えるガイダンスの内容と発信元そして結果を通知することが必要とされる様々な関係者（例えば学生の後援者）。

f 学位授与教育機関と以前に関係のあった学外試験官を選ぶために用いる基準。

教育機関はまた、その機関の名前で行われる履修プログラムの評価がこの指針で示した基準を満たすものであることを確認する方法も検討する必要がある。例えば、大学生および教育する修士課程のレベルの学外試験官の報告書を読むために設けたシステムに類似した試験官の報告書を読むためのシステムを備えることが求められるかも知れない。さらには、プロセスが迅速に実行されていることを確認するために「日誌」をつけることも求められるかも知れない。不当な遅れは、学生に不公平となる。

24

教育機関は、その評価手続きをすべての関係者、すなわち学生、監督者と試験官に明確に伝える。

リサーチ・ディグリーに関する主たる公式な情報源は教育機関の規定に盛り込まれることがしばしばある。正式な苦情や審査請求のプロセスにおいて使用されることもあるためこれらはしばしば準法律言語で書かれる。教育機関は、したがって、学生とスタッフに評価プロセスとその意味合い（導かれる結果）を明確に理解してもらうため規定を補うことが必要になることがある。その際には、学生がそれを経験するプロセスを通して考えることが役に立つかもしれない。この中にはタイミングと最終期限に関する詳細な情報を提供すること、評価プロセスそのもの、決定に至るまでの時間そして評価の潜在的結果が含まれる。

特に、学生には盗用に対する処罰について警告を發し試験のために提出している資料が自らの研究結果であることを言明することの重要性について注意を喚起すべきである。

口頭試験は履修生の学業の中でも特に困難で非常な努力を必要とすることがある。そのため履修生はそれに備える際に支援を必要とするのは当然となる。教育機関は、書面によるガイダンスを提供すること、または学生に「模擬」試験またはその他の類似した体験をさせる処置を講じることを検討することが望まれる。

教育機関はまた日頃から報告書の写しを渡すべきか、もしそうすべきであればいつにすべきか、さらにそれは最終報告に限定するかまたは最終報告と口頭試験の前に作成する別個の独立した報告書にすべきか検討することも必要である。この点に関する教育機関の方針により、試験官は、その報告書を志望者が入手できるようになることを前もって知らせることが必要となることもある。教育機関の所定の手続きがどのようなものであれ、すべての場合において質を確保するため首尾一貫した形で適用すべきである。

学生の申し立て

初期の段階で問題を解決することは、学生と教育機関にとって利益になる。これを容易にするために、教育機関は、学生が**申し立て**を行う非公式の方法と学生が正式な苦情または審査請求のために用いることができる手段の相違点を学生とスタッフに知らしめるようにしなければならない。一般的な問題（行為を含む）への**申し立て**と定義される苦情と特定の結果または決定に対しなされる特定の審査請求を区別することも重要でもある。教育機関は、苦情と審査請求の自らの定義を策定すること、ならびにあまねくスタッフと学生に異なる種類の**申し立て**と手続きがあることを認識させることが勧められる。

教育機関は公平で関係者全てにとって明確で確固として首尾一環して適用される、学生の申し立てに対処する手続きを定め公表する。このような手続きで学生は関連した情報を入手し自らの立場を示す機会が与えられる。

様々なレベル（機関/学部/学科）で学生の申し立てに取り組む機関の手続きは、履修生に明確かつ隠さずに公表されるものである。定時制、学外、共同プログラムまたは訪問プログラムに登録された学生も含むすべての履修生に等しく適用するものである。他の全ての可能性を使い果たした場合には、学生の苦情と審査請求の審査について独立した枠組を提供する Office of the Independent Adjudicator for Higher Education（高等教育独立仲裁者事務所）に申し立てをする機会を含む苦情または審査請求の最終段階について知らしめるべきである。

いずれの問題も初期の段階で解決する重要性を、学生とスタッフに明らかにすべきである。**申し立て**をすることが可能となる公式、非公式の段階とプロセスを関係者の全てに明らかにすべきである。

教育機関は、学生がその監督者と非公式な形では困難な問題を解決することができない場合に適用する仕組みを学部・学科が有しこれを利用できることを確認する。適当な経験（その役割は広く公表すべきである）を有する公平な立場の人が任命され、学生はこの者にその苦情を申し立てることができる。このことは、初期の段階で問題の解決を図る場合に一助として欠かせない。

苦情

26

教育機関の学習の質や支援の提供に関する履修生の苦情を有効に解決する独立した正規の手続きが存在する。

機関は、履修生が利用する場合に適した苦情処理の手続きを導入することが望まれる。

これらの手続きには、対処する苦情の種類に応じた指標となる予定表を含むべきである。中には他のものよりも迅速に対処する必要があるものがある。

学生が正式な申し立てを起した場合に関連してその責任を免除する必要性が重要になる。正式な申し立てを受理しだい、学生は取られる措置が知らされることになる。

審査請求

教育機関は、履修生が行ういずれの審査請求にも対処できる正式な手続きを設定する。審査請求を受理する根拠を明確に定める。

全ての審査請求手続きは明確かつ公平ですべての関係者の権利を保護するために広く公表される。また公正かつ時宜にかなった方法で取り扱われるべきである。

教育機関は、審査請求の根拠と提出する方法について明確に定めることが望まれる。このような情報は、全ての履修生に明確に伝えられるものである。さらに次の事項を含む審査請求のプロセスを明確に説明すべきである。

- 審査請求聴聞会を認める決定がどのようになされるか。
- 審査請求委員会の構成および最初の評価の決定に関与した関係者のそのメンバーの関係。
- 審査請求聴聞会の記録はどのように取るのか。
- 審査請求聴聞会の結果を利害関係者に伝えるための仕組み。